

運転免許証の写真の基準について

適切な写真例



【基準】

- 申請前6か月以内に撮影した無帽（免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別できる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）のもの
- 正面、上三分身（おおむね胸から上）、無背景のもの
- 縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの
- 写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

※ 道路交通法施行規則第17条第2項第9号

不適切な写真例

【留意事項】



写真全体が暗い等



顔が大きすぎる



顔が小さすぎる



頭が切れている



スナップ写真



前髪で目が隠れる



目を閉じている



笑っている



色の濃いサングラス



理由なく帽子をかぶっている



衣服等で顔が隠れる



正面でない

- 1 不適切な写真例のほか、
 - カラーコンタクト等を使用し、目の色が異なるなど、個人識別が容易にできないもの
 - 頭上に3ミリメートル程度の余裕がないもの
 - 傷や汚れ等があるもの
 - 写真専用の用紙で印刷していないもの
 - 合成写真又は修正しているもの
 等の写真は、運転免許証の写真として使用できない場合があります。

- 2 警察署で更新手続をする場合は、申請用写真1枚を準備してください。その写真で運転免許証を作成します。また、申請用写真以外の写真でも運転免許証を作成します。

なお、いずれの場合も、新しい運転免許証の交付には、おおむね3週間の日数が必要です。

【運転免許証の写真の問合せ先】

由利本荘警察署

☎ 0184-23-4111
内線 450、451